

# 農林物資規格調査会総会

農林水産省総合食料局品質課  
農林物資規格調査会総会

日時：平成14年9月27日（金）  
会場：農林水産省第2特別会議室  
時間：14：00～15：13

## 議事次第

1. 開会
2. 総合食料局長挨拶
3. 議題
  - (1) 日本農林規格の見直しについて
    - ア 規格の改正について
      - (ア) マカロニ類の日本農林規格
      - (イ) 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格
      - (ウ) ぶどう糖の日本農林規格
    - イ 規格の廃止について
      - (ア) うに加工品の日本農林規格
      - (イ) 乾燥わかめの日本農林規格
      - (ウ) 塩蔵わかめの日本農林規格
    - (工) 原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の日本農林規格
  - (2) 品質表示基準の改正について
    - ア マカロニ類品質表示基準
    - イ うに加工品品質表示基準
    - ウ うにあえもの品質表示基準

工 乾燥わかめ品質表示基準  
 才 塩蔵わかめ品質表示基準  
 (3) その他  
 4. 閉 会

資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 マカロニ類の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 マカロニ類品質表示基準の一部改正について（案）
- 4 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 ぶどう糖の日本農林規格の見直しについて（案）
- 6 うに加工品の日本農林規格の廃止について（案）
- 7 うに加工品品質表示基準の一部改正について（案）
- 8 うにあえもの品質表示基準の一部改正について（案）
- 9 乾燥わかめの日本農林規格及び塩蔵わかめの日本農林規格の廃止について（案）
- 10 乾燥わかめ品質表示基準及び塩蔵わかめ品質表示基準の一部改正について（案）
- 11 原料牛乳、バター、無糖れん乳、加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂粉乳の日本農林規格の廃止について（案）
- 12 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会委員名簿

氏 名	役 職 名
有馬 孝禮 栗生 美世 板倉 ゆか子 井上 篤博 会長代理	東京大学大学院教授 (社) 栄養改善普及会リーダー 国民生活センター商品テスト部調査役 日本合板工業組合連合会副会長
岩崎 充利 大木 美智子 大武 勇 小笠原 荘一 坂井 光男 新蔵 敏彦 鈴木 肇 田中 隆行 谷 美代子 福岡 伊三夫 会長	(財) 食品産業センター理事長 消費科学連合会会長 全国水産物商業協同組合連合会理事 日本チェーンストア協会常務理事 前 (社) 日本食肉加工協会常務理事 全国漁業協同組合連合会常務理事 (社) 全国中央市場青果卸売協会理事 (社) 全国木材組合連合会副会長 日本生活協同組合連合会理事 全国食肉事業協同組合連合会会長
本間 清一 森光 國人 山口 博子 山中 博子 山根 香織 事務局	お茶の水女子大学教授 (社) 日本缶詰協会専務理事 (社) 日本木造住宅産業協会副会長 全国地域婦人団体連絡協議会理事 主婦連合会

事務局  
 西藤総合食料局長、岡島参事官、小林品質課長、田中食品表示対策室長、牛島上席規格専門官、島崎加工食品班課長補佐

○小林品質課長 それでは時間となりましたので、農林物資規格調査会総会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、本調査会の委員に異動がございましたので、まず、そのことにつきましてご報告をさせていただきます。

横山委員、吉田委員のご両名につきましては7月12日付で委員辞任をされました。後任として井上委員、山根委員を調査会委員に就任いただきました。よって現調査会の委員は合計19名ということになっております。

本日の出席状況ですが、欠席の方が、板倉委員、井上委員、坂井委員、新蔵委員、鈴木委員、山口委員、この方が所用のために欠席ということでございます。山根委員はまだお見えになっておりませんが、間もなく出席される予定だと承知しております。現時点では総数19名中12名、間もなく13名の予定でおりますが、出席ということになりますので、いずれにいたしましても過半数を越えております。農林物資規格調査会令の規定に基づきまして会議は成立ということになります。

本日の会議の傍聴につきましては、公募の結果8名の方がお出でいただくことになります。

では、ここで、開会に当たりまして総合食料局長からあいさつを申し上げます。

○西藤総合食料局長 総合食料局長の西藤でございます。

本日はお忙しい中、また、雨が落ちているようでございますが足元の悪い中、ご出席を賜りまして御礼を申し上げたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、これも委員会でお決めいただきました、JAS規格の見直しの基準に従いまして、マカロニ類、異性化液糖関係、ぶどう糖関係のJAS規格の改正、さらに、うに等4品目のJAS規格の廃止、それと関連する品質表示基準等の見直しについてご審議を賜るというふうに聞いております。それぞれの中身、そのものについては部会でもご論議いただき、後ほどご報告を申し上げる状況でございますので、皆様方、十分のご審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

食品の規格表示問題、ちょうどBSE家畜が発生して1年になりますが、この1年間、いろんな状況が起き、いろいろな意見も賜り、この7月にはJAS法を改正し、公表規定及び罰則規定の見直しを行い、7月から施行しているという状況にございますし、さらには表示問題に関する懇談会を開催させていただきまして、8月20日だったかと思いますが、中間整理をさせていただいて、関係者の皆様といいますか、国民各層からご意見を賜るという状況にいたしております。

その中で、とりあえず報告書中間取りまとめの中でご提言いただいている表示項目といいますか、賞味期限なり、品質保持期限、そういう用語の統一問題についての、できるところから取りかかろうということで、これについてもご意見を賜っておりますし、あるいは共通の窓口の設定等々、当面対応できるところをどういうふうに具体的にやっていくかということは、既に取り組みを始めてきているところでございます。

さらに、表示の一元化に向けての取り扱いについては、懇談会の中でも区々のご意見がございました。そのご意見を踏まえ、かつ、今現在、国民各層からいただいているご意見を踏まえ

て、私ども、厚生労働省との間で、さらに検討を深めていきたいと思っております。

また、こういう表示規格に関する状況は、私ども、そういう点では非常に不幸なことがありましたけれども、結果的によかったですと思っておりますが、より国民的な理解を求めてということから、委員の皆様といいますか委員の方に公募制を一部導入させていただく。それはいろいろ関心を持っていただくという主旨も踏まえて、そういうふうに対応していきたいというふうに思っております。

いろんな課題を抱えている状況でございますが、また私ども、節目々々に状況をご報告しながら、一方では本日お諮りしますように、ルールに基づいて、日々検討を続けていることについては、着実に実施をしていきたいというふうに思っております。

きょうは、先ほど申しました議題につきまして、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつにさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○小林品質課長 まずは会議をお願いしたいと思いますけれども、それに先立ちま

して、消費者に軸足を置いた行政、農林水産行政という観点から、新たに農林水産省の我が局の中に消費者政策官を配置をいたしまして、明確な形で消費者行政を進めていくということの体制を整えています。岡島消費者政策官でございます。ご紹介させていただきます。

○岡島参事官 岡島でございます。よろしくお願ひいたします。

○小林品質課長 では、調査会運営規定第2条第2項の規定に基づきまして、本間会長に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○本間会長 こんにちは。しばらくぶりのような感じがいたしますが、本日は規格改正という、かつての調査会であれば非常に当たり前の大事な部分でございますが、これが絶えず新しいものに対応するということで、5年に一遍は見直すという中の連続の作業でございますので、どうぞご審議のほどをお願いいたします。それでは着席をさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、運営規定の第7条によりまして、本日の会議の議事録の署名人を指名したいと思いますが、本日は、大武委員と小笠原委員のお2人に議事録の署名をお願いしたいと思います。

それでは、早速議題に入らせていただきますが、議題は2つというか（1）と（2）で、規格と表示という2つに手続上は一応分かれてございますが、まず手初めに規格改正のマカロニ類ということでございますが、説明の都合上、一緒にということでよろしくおございましょうか。

それでは説明をお願いいたします。それからあと、資料の変更はなしということでおろしいですね。

○島崎品質課長補佐 それでは、本日説明をさせていただきます品質課課長補佐の島崎と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の方は資料番号、肩口に打ってあります1から12まであると思いますが、そのうちの12番につきましては、いつものようにといいますかJAS規格の制定見直しの基準でございます。いつもさせていただいておりますが、これはすべての規格改正にかかわりますので、ちょっと横に置いておいていただければよろしいかというふうに思います。

それでは、順次説明をさせていただきます。まずは日本農林規格のマカロニ類の品質表示基準。資料2、3ページから始まります。諮問の内容は3ページのとおりでございます。内容的には4ページの方から入らせていただきます。

このマカロニ類の日本農林規格につきましては、先ほど申し上げました資料番号12番のJAS規格の制定・見直しの基準に基づきますと、「廃止の是非を検討するに当たっての基準」に該当しております。しかしながら、ことし1月29日開催の調査会部会におきまして、製造業者が存続を強く望んでいるということ、その理由に合理性があると認められた結果、改正もしくは確認という方向で進んでおります。その後、部会に諮りまして、今回の見直し結果となっております。

この見直し結果につきましては、2番、見直しの結果、マカロニ類の日本農林規格について、使用できる原料小麦粉をデュラム小麦限定、（2）として、食品添加物の不使用などの改正を行いたいというふうに思います。

詳細は5ページ目をおあけください。先ほど申しましたように、廃止の基準に抵触している理由でございますが、マカロニ類につきましては製造業者が10社ということで、見直しの基準におきましては、おおむね20社以下につきましては廃止の基準ということになっておりますが、先ほど申しました1月の部会において、改正または確認する方向で検討されたということでございます。

内容につきまして、その下、定義の改正案ということで、現行と改正案、右左に記載させていただいておりますけれども、現状、マカロニ類につきましては、デュラム小麦のセモリナもしくは普通小麦粉、これはひき方をいっておりますが、それと強力小麦粉、平たくいえば、デュラム小麦粉と強力小麦粉と、この2つが使えたというふうに考えていただいたら結構だと思います。そのうちのデュラム小麦のみを使用できるように改正をしたということが大きな点。2つ目に、その下の2番、マカロニ類の定義の現行の2番のところですが、1に掲げるものにビタミン、ミネラル、必須アミノ酸等の栄養成分を加えたもの、というものがありましたけれども、これについては削らせていただくということにさせていただきます。

食品添加物以外の原材料につきましても同様でございまして、今いった内容がそのまま書かれております。6ページ目に食品添加物のところ、学校給食用のものにあっては、次に掲げる栄養成分以外のものを使用していないこと、ということで、学校給食用のものにあっては、ビタミンA、ビタミンB1等、これらの使用が認められておりましたが、今回の改正で削らせていただきます。

改正理由でございますが、6ページ中ほどに書かれております。使用原材料、消費者に良質な製品を提供する観点からデュラム小麦のみの使用とします。それと、食品添加物、使用を最小限ということにします。一部、ここに記載がされておりませんが、水分については、今回、規格改正で削らせていただいております。それにつきましては、後ほど新旧対照表でご説明をさせていただきます。

あわせて品質表示基準でございますが、これも、現在、JAS規格につきましては、強力小麦粉は使えないということにさせてもらいましたけれども、品質表示基準上は、どちらを使ってもらってもいいということになっております。

ただ、7ページ目のところ、現行の品質表示基準の中で、この食品添加物のビタミン、ミネラル等につきましては、これを削除させていただきます。これは他の規格上も、こういう項目が定義の中に入っていることは基本的にはありませんので、これについては削らせていただいたということになります。

続きまして、新旧対照表の9ページの右側、現行規格の中に下から3行目ぐらいに「水分」という項目があると思います。これにつきましては、近年の規格改正において賞味期限が制定されたということから、これらについては品質の保持にかかる問題でございますので、これについては特に規格上必要ないということで、今回削らせていただいております。

あわせまして14ページに、今回の改正におきまして、パブリック・コメント、WTO通報をさせていただきました。その内容を14ページに記載をさせていただいております。ご意見として上がってきましたのは、原料麦をデュラム小麦に限定することはいいことなんだけれども、粉の種類まで規定する必要はないということ、あるいはマカロニ類はマカロニ成型機から高圧で押し出すものと限定すべきではない、などのご意見をいただきました。

これらにつきまして、まず1つ目の粉の種類につきましては、現状、デュラム小麦と強力小麦それぞれについて粉のひき方を規制し、定義として定めておりますので、このまま強力小麦粉を除いた部分でデュラム小麦のセモリナ若しくは普通小麦粉というふうな記載の仕方で、このまま残しておきたいというふうに考えております。

2つ目のマカロニ成型機から高圧で押し出したものと限定すべきではない、ということでございますが、他の麺類の製麺法である引き伸ばす方法、千切りする方法等と区別するためには、これは必要だというふうに考えております。ある意味、うどん、そばとの境目ということもいえるかと思います。したがって、これはこのまま残しておきたいというふうに思います。

それから賞味期限の表示の基準は、目安としてあった場合。この内容は、品質表示基準のこととございまして、品質表示基準の新旧対照表の方に移ってしまいます。22ページのところでございます。22ページの右側、現行、賞味期限とありますて、マカロニ類は特殊で、賞味期限の表示の末尾に、「製造ラインの区分をする文字を付することができる」というようなことが記載されておりました。これは消費者の目安にとっては必要ありませんので削らせていただきましたが、賞味期限そのものは、加工食品品質表示基準の中で担保されますので、賞味期限そのものがなくなるというわけではありません。したがって、14ページに戻っていただきまして、今のパブリック・コメントの3つ目の賞味期限の表示の基準は、目安としてあつた方がよい、というのは現状も、改正後もあるということでございます。

あと4つ目は、食品添加物を使用しないということで、賛成意見が出ておりました。

パブリック・コメントの中で品質表示基準のことも少し触れてしましましたが、再度20ページの品質表示基準の一部改正についてのところをおあけください。品質表示基準の大きな改正点としましては、この改正の内容に書かれておりますマカロニ類品質表示基準の定義及び表示の方法の事項について、大きくといいますか若干の改正をさせていただきました。その内容は21ページ、新旧対照表の方でごらんください。

マカロニ類につきましては、品質表示基準の定義におきまして、マカロニ、スペゲッティ、バーミセリー、ヌードルというようなことが定義の中で、例えばマカロニ類のうち2.5mm以上の太さの管状又はその他の形状というふうに、定義の中できちっと区分がされておりました。しかしながら、こういう内容については定義の中でする必要はないということで、表示の方法のところに落とさせていただきました。表示の方法のところ、改正案の左下、第4条のところでございますが、名称の

ところで、マカロニ類と記載すること。ただしマカロニ類のうち、2.5mm以上の太さの管状又はその他の形状に成形したものにあってはマカロニ。22ページに移っております。1.2mm以上の太さの棒状又は云々がスパゲッティ、というふうに記載することができるというふうな、表示の方法としてここに掲げさせていただきました。

あとは先ほど申し上げたように、賞味期限の問題については、加工食品品質表示基準の賞味期限の記載にするということでございますので、基本的にはほとんど変わらないという内容でございます。

改正点は以上でございますが、参考までに、この規格見直しを行う際にあった業界からの要望について検討をした結果をお話し申し上げます。業界からの要望にありましたのは、規格の名称として、マカロニ類の日本農林規格というのは、なじみがないということで、パスタの日本農林規格というふうにしてもらいたいと要望がございまして、事務局の方でも前向きに検討をさせていただきましたが、現状、パスタというのは、調べましたところ、非常に広範囲な定義づけになっておりまして、例えば、ピザの生地であるとか、そういうものも含んでしまいます。そういうことで、残念ながら今回はパスタという名称変更にはできませんでした。これについて検討いたしましたが盛り込まなかった、ということをご報告をしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

このマカロニ類の規格及び品表の見直しにつきましては、専門の部会が開かれています。その部会の状況を、会長を務められました○委員からご報告をお願いいたします。

○委員 それでは、部会のご報告をさせていただきます。

去る5月17日、調査会委員4名、専門委員15名のご出席のもと、農林物資規格調査会部会が開催されました。この会議は規格基準の作成に際しまして、内外関係者の意見を聴取する機会を設けるために、アクションプログラムのスケルトンに基づきまして公示いたしましたところ、出席を希望される方が17名おられました。それから、マカロニ類のJAS規格の見直し及び品質表示基準の改正につきましては、意見を述べることを希望される方はおられませんでした。

その結果でございますが、今、島崎課長補佐の方から詳細にご説明があったとおりで、主な検討内容といましましては、水分を規格の項目から削除すること。その理由は先ほど言われたとおりでございます。それから、原材料としてデュラム小麦だけを使用する。それから、食品添加物の使用には賛成である。そういう委員の皆様方のご意見でございました。そういうことで、原案どおりマカロニのJAS規格を改正する方向で調査会に報告することになりました。以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明及び部会の検討内容が○委員から報告されておりますが、これにつきましてご意見がございましたら、どうぞお願ひいたします。規格と表示、両方をここで議論したいと思います。

○島崎品質課長補佐 恐れ入ります。1点ちょっと報告が漏れておりましたので、済みません。24ページのところに品質表示基準に関するパブリック・コメントを記載させていただいております。申しわけありません。これがちょっと漏れておりました。

先ほどの規格のところでも、品質表示基準のパブリック・コメントが一部入っておりましたが、ここに名称の表示の方法にシェルの記載を加えるというご意見をいただきました。これは、いわゆるマカロニ類の形でございまして、この形状につきましては、シェルのほかにも、私ども余りなじみがないんですけども、エルボーだとか、ホイールだとか、ペリーネだとか、非常にたくさんの形の定義がございます。したがって、私どもはこれを1つ1つ記載というふうには加えておりませんし、通常、お買い求めの際には透明の袋に入って、形そのものが大体わかるような形になっていますので、特に改めてこれを加えるということは、今回はさせていただかないということにしております。

申しわけありません。以上でございます。

○本間会長 いかがでございましょうか。原料をデュラムに規定したということが、規格の工夫でございますが、表示の方は強力小麦粉が入っているということでございます。

ご意見なければご承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。それでは、次の異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格

をお願いいたします。

○島崎品質課長補佐 資料4の方になります。29ページ。内容的には30ページから説明をさせていただきます。異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の見直しについて。見直しの検討についてでございますが、これも先ほどのマカロニと一緒にございまして、資料12の制定・見直しの基準に基づきますと、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しております。しかしながら、1月25日開催の部会におきまして、製造業者がそこのところを強く望んでおり、その理由に合理性があるというふうに認められた結果、改正または確認する方向で検討を行います。

その結果でございますが、その次の31ページをごらんください。結論的には、内容的には確認の内容になっております。現在見直しの基準には20社以下については廃止の基準に抵触するということになっておりますが、この社数は15社ということになっております。しかしながら、見直し、もしくは確認の方向で検討をした結果、改正点は以下のとおりで、いわゆる品名を名称にかえたり、国際単位にあわせたりということで、中身的には確認ということになっております。

パブリック・コメントですけれども、40ページの方に記載をさせていただいておりますが、1つは使用する原材料JAS格付品でなければならない規定は、消費者保護の観点から持続すべきであるということ。これはすべての規格から、この事項は、今、消去させていただいておりますので、このとおりでございます。あとは賛成案が1件ございました。

この確認に至る経過について、若干ご報告をさせていただきます。新旧対照表の37ページをごらんください。異性化液糖につきましては、測定方法として水分、糖分、灰分、果糖含有率等、これらの測定方法が記載をされております。しかしながら、業界の方では、糖分、灰分など、もう少し簡略化した方法で何とかここは変えられないかということで、業界の方々と鋭意検討させていただきました。しかしながら、現在、品質管理等で用いられている方法は、規格の中に盛り込むには、まだ成案に達していないということの結論に達しまして、今回の規格改正では、この測定方法は現状のままにさせていただく。それから、以降、業界の方々もよりよい方法を、今、検討中でございまして、その成案ができ次第、改正の方向で、また検討をしたいというふうに考えております。そういう検討課題はありましたけれども、結果的には今回は、ほぼ内容的には確認の内容で通したいというふうに考えております。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

この件につきましては部会が開催されております。その検討内容につきましては、○委員が部会長を務めておられましたので、○委員からご報告をお願いいたします。

○委員 それでは報告いたします。

皆様ご存じのとおり、異性化糖この種の協議は世界に発信できる討論であるということで、業界からもいろいろなご要望が来ておりまして、この部会で審議した結果、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖のJAS規格につきましては、製造者は少くなっていますが、格付が非常に高いということと、実需者ニーズが非常に高いということで、原案どおり調査会に報告することになりました。

なお、この部会は先ほどと同じ5月17日に開かれたものでございます。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明、さらに部会からの検討内容の報告につきまして、あわせてご質問をいただきたいと思います。いかかでございましょうか。

これは、品表は全く関係ないわけですね。

○島崎品質課長補佐 はい。

○本間会長 規格だけの改正でございます。

見直しのところで、20社が15社であるというのが1つの見直しになった部分でございますが、よろしいでしょうか。ご質問、よろしくうございましょうか。

それでは、ただいまのご報告を含めまして、この異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の見直し案につきましては、原案どおり改正するということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、どんどん進んで参りますが、次はぶどう糖の日本農林規格の見直し案でございます。これは、事務局の方からご説明お願いいいたします。

○島崎品質課長補佐 資料5になります。内容的には49ページから説明をさせていただきます。

これも先ほどの異性化液糖と全く同じような推移をたどっていました、廃止の是非を検討する基準に抵触しておりましたが、1月29日改正の部会におきまして、その理由に製造業者が強く望んでいて、その理由に合理性があると認められましたので、改正もしくは確認の方向で検討してまいりました。

この内容は50ページをおあけください。改正内容は基本的にこれも先ほどの異性化液糖と同様、確認でございます。なお、廃止の基準に抵触していたのは、10社しかないというところでございます。見直し結果は、ここに書いてあるとおり、単位をそろえたという程度でございまして、中身は確認。ただ、検討課題、検討中の内容について、若干ここでご報告をさせていただきますが、この改正を検討するに当たっては、ぶどう糖につきましては、最近、わずかながらも消費者が、スポーツ選手などが、そのまま口にするようなぶどう糖という、ちょっと粒子が粗いものが最近販売されているようです。それについて、この規格の中に盛り込めないかということについては議論し、検討させていただきましたけれども、現状、その生産量は非常に少いということと、製造されている方が1社しかないというところから、今回の規格改正には時期尚早ということで、見送りをさせていただきます。したがって、結果的には、内容的には、ほぼ確認ということになります。

パブリック・コメントですけれども、57ページに出ておりますが、改正案に賛成というご意見をいただいております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○本間会長 ありがとうございました。

この件につきましては、同じく部会が開催されております。その検討内容につきまして、○委員からご報告をお願いいたします。

○委員 同じく5月17日に調査会部会が開催されました。この件につきまして意見を述べることを希望される方はおられませんでした。

それから、結果でございますが、今、事務局からご説明がありましたように、ぶどう糖の日本農林規格につきましては、主に測定方法の単位の変更のためということで、原案どおり調査会にご報告することになりました。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明及び、○委員からの部会の検討内容につきましてご審議いただきたいと思います。見直し基準で20社あるというのが一般的な線であるのが、10社であるということが引っかかったということでございます。結果は内容は確認ということに相当するということでおろしゅうございましょうか。

ご意見がなければ、ご承認賜ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、原案どおりに改正するということにいたします。

次は、(1)のイ、規格の廃止に関する項が(ア) (イ) (ウ) (エ)と4つ並んでおりますが、まず、うにの加工品の日本農林規格の件、それから、これは説明上、うにの加工品の品質表示基準、それから、うにあえもの品質表示基準、これを一緒にご説明ということでよろしゅうございましょうか。それでは、お願ひいたします。

○島崎品質課長補佐 これ以降、ご報告させていただくのは、規格については、すべて廃止という内容でございます。

まず、うに加工品、資料6、65ページから説明をさせていただきます。

うに加工品につきましては、資料12につけてありますJAS規格の制定見直しの基準に基づきますと、廃止の是非を検討するに当たっての基準。これは、66ページをあけていただけますか。66ページ、平成12年度におきましては、格付率が著しく低い規格が11%というふうになっておりますけれども、現状、13年度以降は10%を下回っているということから、廃止の基準に当たるということで検討させていただきます。

その結果、格付量も年々減少している、格付を行っている製造業者は4社のみということから、今後、この規格を続けていったとしても、JAS格付の向上が見込めないということで、廃止を提案させていただきます。

続きまして、86ページの、うに加工品品質表示基準の一部改正についてでございます。今、言いました規格が廃止になりますが、品質表示基準は残しますので、それについての改正を一部ご報告させていただきたいと思います。

改正の内容は2の(1)塩うに含有率の定義において、うに加工品の日本農林規格に引用されている規定を改める。(2)原材料の表示方法について、原料の表示に新たに「うに」を加える。(3)表示禁止事項について、「特級」の用語を削除

するというようなことが挙がっております。ちょっとわかりにくいかと思いますので、87ページの新旧対照表をごらんください。

うに加工品品質表示基準の現行基準は右側、87ページの下の方に「塩うに含有率」という項があるかと思います。その中の（注）というところをごらんください。ここには「固乾物含有率は、うに加工品の日本農林規格第6条に規定する方法により測定して算出した率とする」というふうなことが明記をされております。しかしながら、今回、うに加工品の日本農林規格がなくなりますと、ここの要望が意味をなさなくなってしましますので、そこに記載されている内容を、そのまま新しい改正案の中に盛り込ませていただきました。つまり、中身は全く一緒なんですけれども、「試料約3gを量り取り云々」というふうに、具体的なものを書かせていただきます。

次に88ページ、新旧対照表の左側、表示の方法第4条（2）のア、（ア）でございますが、「原料は、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を記載すること」というふうに、現行は「原料は塩うに」と記載することとなっておりますが、これを「「塩うに」「うに」のいずれか又は双方を記載すること」としています。この理由については追って説明をさせていただきます。

それから、現行、同じページの88ページ、右の下、表示禁止事項に（1）「特級」の用語、現状、規格があるために、ここに設けておりましたが、規格がなくなってしまいますために、これを削除させていただきます。

先ほど申しました「塩うに」「うに」という両方の書き方ができるというところにつきましては、実をいいますと、部会案では提案をしておりませんでした。ここ総会で改めて、ここの改正をしたいということは、パブリック・コメントに記載されていたからでございます。その内容は81ページに戻っていただきますが、ここパブリック・コメントは、うにあえものも含んでおりますが、基本的には最初の意見・情報の一番最初に「生うにから製造する場合は原料の表示に、「うに」「食塩」という表示を認めてほしい」というパブリック・コメントがあります。これは事務局で検討させていただきました。現状、原材料としては「塩うに」という記述しか認めておりませんでした。これは過去、制定された当時、うにの流通そのものが塩うにしかなかったというところで、現在「塩うに」という原料表示になっております。しかしながら、昨今、流通状態が非常によくなり、冷凍で、うにそのものが流通する。うに加工品を製造される方が、みずから「うに」と「食塩」を混ぜておつくりになるということから、この表示を認めてほしいという要望が挙がってきました。

これについては、そのまま事実上の問題なので、これを認めていこうということで、今回、総会で新たに改正として提案をさせていただきたいというふうなことでございます。これが、先ほどの原材料の書き方の変更点の理由でございます。

それから、81ページ、同じページの3つ目の意見・情報の中に、「うに食品の表示に関する公正競争規約で規定している事項を一括表示の枠内に表示することを認めてほしい」という、このパブリック・コメントにつきましては、基本的には、うにあえもののところだとお考えください。

それで、うにあえものの品質基準の一部改正の方にご説明をさせていただきたいと思います。それを頭に置いていただきながら、93ページを見ていただきたいと思います。うに加工品と、うにあえものという2つの規格があって、1つの品質表示基準があります。今回、廃止をするのは、うに加工品でございます。うにあえものの規格は、もう既に廃止をされております。したがって、品質表示基準のみが残っております、その部分の一部改正をこの場で図りたいということでございます。

ちょっと頭の中を整理をしていただきながら、新旧対照表94ページの一番下、塩うに含有率の計算方法のところでありますか、これもうに加工品と全く同様の理由でございます。この塩うに含有率の中に、うにあえものの日本農林規格第4条云々というのが記載されておりました。うにあえものの日本農林規格は、既に廃止が決定しておりますので、これはあり得ません。また、うにあえもの日本農林規格の中を、ここには載せておりませんが、うに加工品の日本農林規格を引用している部分もあります。したがって、今回、うに加工品の日本農林規格も廃止を提案させていただくことも、ここのところも一緒にそのまま記載させていただきたいと考えております。ここは変更点でございます。

あと、先ほど申し上げましたパブリック・コメントの内容でございますが、これにつきましては、新たにこれに書き加えるということはいたしておりません。ただ、加工食品品質表示基準、一般的に横断的品質表示基準だとかいう呼び方をされ

ておりますが、その部分では公正競争規約については盛り込むことを認めております。したがって、これについて、もし盛り込んでも差し支えないということになります。

ちょっと説明があちこち行きましたが、今、ご説明したのは、うに加工品の日本農林規格、うに加工品の品質表示基準、うにあえものの品質表示基準ということになります。この3点、ご説明させていただきました。

○本間会長 ありがとうございました。

この、うに加工品、うにあえものにつきましては部会が開催されております。部会を担当されました○委員からご報告をいただきたいと思います。

○委員 うに加工品の日本農林規格の廃止案、それから、うに加工品及びうにあえものの品質表示基準の改正案につきましては、7月25日に部会が開催されました。委員15名中12名が出席されました。その内容は、先ほど事務局から説明のあったとおりであります。委員からは、日本農林規格の廃止案には賛成である、JAS規格が廃止になつても品質表示基準が残るので、粗悪品は出ないとと思う、という意見が出されました。部会委員全員、原案に異議がなく、原案は了承されました。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

まず、うにあえものの方のJAS規格が先に廃止されているということ、それを踏まえまし

て、うに加工品のJAS規格について審議されたわけでございますが、これが廃止ということ、

それに伴いまして、うに及びうに加工品、それから、うにあえものの品表が変わつてくるという、そういう込み入ったルートでございます。

それからあと、先ほどの部会では及ばなかった部分でありますけれども、生うにが材料として加わるということが、パブリック・コメントから妥当であるという見地で、ここで調査会に出されたきた、ここは非常に大事なことだと思います。

それからあと、公正競争規約で規定している事項を表示するという意見でございます。少し複雑ではございますけれども、ご審議賜りたいと思います。いかがでございましょうか。調査会では珍味に類することになると、とかく議論が多いのでございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、この改正案につきましては、ご承認いただいたという、規格の廃止を確認した、表示を改正する確認をいただきました。ありがとうございました。

それでは、次はわかめに入りまして、同じくこの規格と表示がセットになっていけるわけでございます。乾燥わかめ、塩蔵わかめの日本農林規格、それからそれぞれの個別的な品質表示基準につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

○島崎品質課長補佐 それでは、関連しますので、乾燥わかめと塩蔵わかめと一緒に説明をさせていただきたいと思います。この両規格とも、規格の制定、見直しの基準に基づきますと、廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当いたします。5月17日開催の調査会におきましては、わかめ業界の方々から存続希望がありまして口述していただきました。さらにその上で議論をさせていただきました。その結果、合理的理由がないということから、廃止が妥当というふうにされたところでございます。

101ページをちょっとごらんください。現状、わかめ業界は会社数が非常に多いのでございますが、この廃止の基準に抵触しているのは、格付率が著しく低い規格ということになっておりまして、乾燥わかめ、塩蔵わかめともに1%もしくは1%未満ということになっております。その経緯は102ページに、それぞれの業界から存続の要望がございました。その中で乾燥わかめにつきましては、カットわかめという、最近、市販されているカットわかめそのものを対象にしたらしいのではないかということで、これを対象にすることによって格付率の向上が図れる、あるいは塩蔵わかめにつきましては、近年輸入される塩蔵わかめは品質が向上しているので、それらを啓蒙して格付率を向上させることができるのでないかというご意見でございましたが、部会の中でカットわかめの大手と言われるところが、JAS規格そのものに関心がないということから、部会の中で検討していただき、これを対象にしても格付率の向上になかなかつながらない、塩蔵わかめについても、現状もあるわけですから、これを存続しても、これ以上なかなか格付率は上がっていかないというようなことで、種々議論をいただきまして、幾つかの議論はあったわけですが、廃止ということにさせていただきました。

パブリック・コメントでございますが、118ページをごらんください。乾燥わか

め、塩蔵わかめとともに数件入っておりますが、めかぶを品質表示基準の対象から除外するか、的確に基準を設けてほしいということになっております。通常、今現在のめかぶそのものは、わかめの対象になってきますが、通常よく皆さん方、食べられる状態の、切り刻んでいろいろ調理してあるものについては現状も対象外でございます。

その次の括表示の中で原料原産地表示が義務づけられているから、商品名に近接した場所に「原そう〇〇わかめ」と表示する規定は削除するということになっておりますが、「原そう〇〇わかめ」という表示につきましては、以前から、そのような商品名に近接した場所に表示を行うことになっておりまして、そのあとに原料原産地が義務づけられたのであります、そのときには議論があり、現状のまま表示をしましょうということになっておりますので、今回もこのまま生かしていただきたいというふうに思っております。

塩蔵わかめにつきましては、この2つ目、規格を廃止する場合は袋が終わるまで待っていただきたいというご要望もあります。これは規格を廃止する際、その運用期間、いわゆる経過措置につきましては、包装資材等の状況を勘案しながら経過措置を決めていくということにしてありますので、そのとおりにしていきたいと、それを勘案しながら決めていきたいと考えております。

なお、一番最後の「湯通し塩蔵わかめ」等表示する規定は、というのがあります、これについても一般消費者の選択に資するため必要というふうに考えておりますので、今回の品質表示基準にはそのまま置こうということにさせていただきたいと思います。

以上、わかめの規格の方は説明が終わりました。

あと、品質表示基準の方でございますが、123ページに書かれてありますが、基本的には現状の品質表示基準そのものが変わらないという内容でございます。新旧対象表の方もごらんになっていただきまして、中身的には変わらないとお考えいただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

それでは、この件につきましても部会が開催されておりまして、部会を担当されました○委員から部会のご報告をお願い申し上げます。

○委員 同じく5月17日の部会で、この問題が議論されたわけでございます。この部会で意見を希望される方はいらっしゃいませんでした。今、お話がありましたように、この規格が廃止の是非を検討するということでございました。規格の存続につきましては、今、お話がありましたように業界団体から、規格が廃止されれば品質向上のターゲットがなくなる、そういう旨の規格存続の要望があったわけでございます。

これらを踏まえまして議論した結果、品質上の1つの目安としてJAS規格はあった方がよいというご意見、単純な乾燥わかめには規格は必要ないが、全国流通する包装されたカットわかめには規格が必要ではないのか、そういったご意見、またカットわかめを規格の対象としても格付は、やはり期待できない、そういうご意見、それから極めて低い格付率、今言いましたように1%未満、あるいは1%前後、そういうことで商品選択の状況になっていないというご意見がございました。

それらをまとめまして、規格存続の意義が少く、また格付率の向上を見込めないということから廃止の方向で調査会に報告するということになりました。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明、並びに部会の報告をあわせまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。部会では、随分いろいろな意見が出ていることがうかがわれますけれども、この件につきまして、よろしくございましょうか。

それでは、特にご意見がないということで、乾燥わかめの日本農林規格の見直し案、及び塩蔵わかめの日本農林規格の見直し案につきまして審議いたしました結果、原案どおり廃止にするということ、それから、乾燥わかめ品質表示基準の改正案並びに塩蔵わかめの品質表示基準の改正案につきましては、原案のとおり改正するということで報告させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に進ませていただきますが、廃止するというのが、どんどん早く進んでしまうようで惜しいような気がいたしますけれども、次に原料牛乳の日本農林規格の見直し案につきまして事務局からご説明をお願い申し上げます。

○島崎品質課長補佐 これも結果的には廃止なので、ちょっと説明しにくいんです

けれども、原料牛乳、バター、無糖れん乳というふうなことで、資料11でございます。130ページからご説明させていただきたいと思います。

非常に表題の長い規格案になっておりますが、原料牛乳を除くバター以降、バター、無糖れん乳、加糖れん乳につきましては、廃止の基準に抵触しております、廃止は決定しております。しかしながら、原料牛乳につきましては、改正、確認の基準にあるということから、その方向で検討いたしました。しかしながら、検討結果を中ほどから書かれておりますが、現在、この規格そのものは、いわゆる酪農家と乳業メーカー間の生乳取引価格の決定のために使われているというケースが非常に多くて、その内容もJAS格付された内容は、その取引規格になっているというわけではありませんで、133ページの方をちょっとごらんください。原料牛乳の規格そのものがそこに掲載しております。これは昭和27年に制定されたものでございます。それ以降、何の変更もなく来ているということでございます。その中身に原料牛乳の等級、下の方に特等、1等、2等という文字が見えるかと思いますが、いわゆる特等、1等、2等と格付ができるというふうな現状でございます。

次のページ、134ページに特等、1等、2等のそれぞれの、例えば脂肪率のところをごらんください。3行目ぐらいに脂肪率3.2%以上のものは特等、2.8%以上のものが1等、同上で2等というような格付がなされるということになっております。現状、調べてみると、この脂肪率の数字そのものが、取引の目安になっておりまして、現実、特等、1等、2等という格付ではなくて、例えば3.3%、3.4%と0.1%刻みの取引になっております。したがって、たまたまJASと乳代配分検査と重なっているがために、見かけ上は格付という形態をとっていても、現実、3.2%以上のものがありましても、すべて1等で格付をされていましたが、現状取引は数字のみが取引材料になっているということで、JAS規格そのものとしての意義をなしていないということから、今回、原料牛乳についても廃止の基準には抵触しておりませんでしたけれども、規格そのものが規格として運営されていないという判断をもちまして廃止をしたいというふうにご提案させていただきます。

パブリック・コメントにつきましては、139ページにあります、幾つかご意見をいただきましたけれども、基本的には、先ほど、わかめでもありました、規格廃止決定をされる際には、一定の周知期間などは必要なので、その期間を設けてもらいたいというのが主な意見といつてもいいかと思っております。それについては事務局側の方でも、それを勘案しながら、事務的処理をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。  
○本間会長 ありがとうございました。

それでは、これにつきまして部会が開催されております。担当されました○委員から報告をお願い申し上げます。

○委員 原料牛乳等の日本農林規格の廃止案につきましては、先ほどの、うに加工品と同様に7月25日に部会が開催されました。廃止案の内容につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。委員からはJASの格付は乳代配分検査と重複しているのであれば要らないと思うという、廃止に賛成する意見が出されました、部会全委員、異議なく廃止案は了承されました。

○本間会長 ありがとうございました。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。  
それでは、原料牛乳の日本農林規格の見直し案につきましては、原案どおり廃止するということで報告をすることにいたします。

これで、1時間に満たない時間の間で、もうこれだけ進んでしまうわけでございまして、何とも、つくるよりは廃止するというのは、いとも簡単であるという、やり切れない気持ちもありますが、それでは結果といたしまして(1)から(2)までの審議結果につきましては、まず日本農林規格は報告、これは我々が規格に関しましては議決を要するということに基づくのだそうですが、これは報告ということになります。

それから、品質表示基準の方は答申ということになります、答申案といたしまして、今、事務局から配布されております文書につきまして、よろしいか、もう一度賜りたいと思います。

いかがでございましょうか。お手元の文書につきまして何かお気づきの点がございましょうか。

これは品表の方ですか、「特に異議なし」という「特に」ということは必要でございましょうか。すっきり「異議なし」ということではいかがでしょうか。特段のことではないんですが。

ほかにお気づきの点はございましょうか。今まで、ここで、多少、改正、直した例は幾らでもございますが、よろしゅうございましょうか。

もし、ございませんようでしたら、お配りした案で、報告並びに答申ということにいたしますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、珍しく1時間で、私にしては破格な出来事だと思っておりますが、これで予定された議事は終わりでございます。

これは私がやるべきことかどうかですが、新しい委員がお見えになっておりまして、○委員でございます。

○委員　主婦連合会の山根と申します。よろしくお願ひいたします。前任者から引き継ぎまして、新しく加えていただきました。まだ不慣れですけれども、勉強をさせていただいて、消費者の立場から1つ2つと提案させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○本間会長　ありがとうございます。

それでは、これで予定されたものは終わりかと思いますが、事務局の方で何かございませんでしょうか。あるいは予告編等、ございませんでしょうか。

○牛島上席規格専門官　では、お手元の方の資料の一番下の方につけてございますが、先ほど、局長のあいさつの中でも触れられておりました、農林物資規格調査会委員の公募を今回やっております。もうご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、お手元にはプレス発表しました9月3日付のもの、これは私どものホームページに掲載されております。それともう1枚、1枚紙のチラシとしまして裏表に刷られましたものがございます。これは消費者の部屋なり、そういう一般のお客様が訪れる窓口に置いて、それぞれ見ていただくというような形にしております。

今回、この委員の公募につきまして少し紹介させていただきますと、プレスリリースの方に理由などを書いてございますが、ご承知のように、この調査会の委員につきましては、現在の生産者、製造者、消費者それと研究者と、こういう4つの区分で構成されております。そのうちの、現在、生産者は7名の枠がございますが、その枠を1つ公募の方に向けまして、現在の消費者、これは現行、消費者団体から5名の方に出ていただいているわけでございますが、それに加えまして一般公募の方を1名募集するということでございます。

それともう一つ、調査会において部会の報告がされておりましたが、部会の委員として1名、公募しております。

以上でございます。

○本間会長　ご質問等ございますか。

○委員　済みません、今のところではなくて、ちょっと先に戻ってもいいのでしょうか。

先ほどの一部改正案の答申のところなんですが、よくよくこう見てみると、改正する、「特に異議なし」、確かに「特に」「特に」とあるんですけれども、特段の異議なしということなんでしょう。別に普通の「異議なし」ということでも、どうしてこの「特に」というのがついたのか、そこがちょっとわからないんですけれども、普通に「異議なし」「異議なし」「異議なし」というので、みんなの意見がそうだったんですよと、特に何かこういうことは何とかして特にこうなったのですよ、というふうに思ってしまいますので、そこら辺はどうなんでしょうか。

○牛島上席規格専門官　「特に」と入っておるのは、通常、今までいろいろご審議いただきまして、いろんな意見が出ますので、その結果をまとめて「特に異議はありませんでした」と、そういう意味合いでございます。今回、特段ご意見が出ておりませんので、先ほどご提案されましたように、「異議なし」ということにしてさせていただきたいと思います。

○委員　全体を通しての感想というか質問なんですけれども、パブリック・コメントが単純に考えて、とても少ない。寄せられる数が少ないように感じたんですけれども、大体どこでもこれくらいの数なんでしょうか。もうちょっと多くの声が寄られるような工夫か何かというのはされないものかなと思いまして、お伺いします。

○牛島上席規格専門官　通常、今回受領しましたような件数でございまして、ものによりましては、例えば、ご関心の強い遺伝子組みかえなどは100件近く寄せられるなど、案件によりまして数は違っております。今回は、ご審議の中でもご意見が出ませんでしたように、規格の改正なり廃止につきましての関心の度合いによると思います。

○本間会長　よろしいですか、○委員。

○委員　はい。

○本間会長　それでは、予定された議事は全部終了いたしましたので、これで閉会

ということになろうかと存じます。

○小林品質課長 本日はどうもありがとうございました。

私が着任して以来、最も短い調査会でした。普通は大体3時間超すのでございますが、大変ありがとうございました。

農林物資規格調査会総会を閉会させていただきます。